

JAF公認準国内格式(2004 -)

2004年JAF関東ダートトライアル選手権第10戦

JMRC関東ダートトライアルチャンピオンシリーズ第7戦

NDC-TOKYO ダートトライアルスピリット

特別規則書

開催日:2004年10月3日

開催場所:丸和オートランド那須

オーガナイザー:日本ダットサンクラブ東京

NDC-tokyo

協力:JMRC東京ダートトライアル部会

御協賛各社ご芳名

日産自動車株式会社

東京日産自動車販売株式会社

ニッサンモーターズスポーツインターナショナル株式会社

トヨタテクノクラフト株式会社

ダンロップタイヤ株式会社

ファルケンタイヤ株式会社

横浜ゴム株式会社

株式会社ブリヂストン

ペトロルブインターナショナル株式会社

日本特殊陶業株式会社

呉工業株式会社

株式会社トラスト

カヤバエンジニアリングアンドサービス株式会社

(順不同)

2004年JAF関東ダートトライアル選手権第10戦 JMRC関東ダートトライアルチャンピオンシリーズ第7戦

NDC-TOKYOダートトライアルスピリット

特 別 規 則 書

公 示 本競技会は(社)日本自動車連盟(JAF)公認のもと国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則及びその付則、それに準拠したJAF国内競技規則およびその付則、2004年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定及び統一規則、スピード行事開催規定及び本競技会特別規則書に従い準国内競技格式として開催される。

第1条 大会名称 NDC-TOKYOダートトライアルスピリット

2004年JAF関東ダートトライアル選手権第10戦 JMRC関東ダートトライアルチャンピオンシリーズ第7戦

第2条 競技種目 スピード行事ダートトライアル

第3条 競技格式 JAF公認 準国内競技格式

第4条 開催日 2004年10月3日(日)

第5条 開催場所 丸和オートランド那須

第6条 オーガナイザー 日本ダットサンクラブ東京(NDC-tokyo)

第7条 大会組織委員会 組織委員長 片山忠夫 組織委員 井上英男 組織委員 若松正太郎

第8条 大会審査委員会 審査委員長 新名孝雄(FSC) 審査委員 木村政彦

第9条 競技会役員 競技長 横山幸博 コース委員長 中川忠浩 技術委員長 西川一生
計時委員長 横山義博 救急委員長 中村由美子 事務局長 福本義朗

第10条 参加車両 本競技に参加できる車両は2004年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定の車両とする。

第11条 参加クラス区分 本競技の参加クラス区分は2004年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定の区分とする。

クラス：気筒容積・駆動方式・参加車両(部門)

クラス：気筒容積・駆動方式・参加車両(部門)

N-1 気筒容積1600cc以下の4輪駆動のN車両

S-1 2輪駆動のS車両(SA・SC)

N-2 気筒容積1600cc以下の2輪駆動のN車両

S-2 気筒容積2500cc以下の4輪駆動のS車両

N-3 気筒容積1600ccを超える2輪駆動のN車両

S-3 気筒容積2500ccを超える4輪駆動のS車両

N-4 気筒容積1600ccを超える4輪駆動のN車両

D 排気量及び駆動方式による区分無しD車両

* 過給装置付きエンジンの排気量は全クラス元の排気量の1.7倍換算です。

第12条 参加資格

1) 公安委員会発給の普通自動車運転免許以上、及びJAF発給の競技運転者許可証(2004年度国内B級以上)を所持している事。

2) 前年度の全日本シードドライバー(各クラス3位まで)は当該部門クラスへの参加が認められない。

第13条 参加制限 1) 参加受付台数は180台までとする。

2) 同一選手は1クラスのみ参加が許される。

3) 同一車両による重複参加は2名までとする。

4) 過去の実績によりオーガナイザーが選考する。

第14条 参加申込先・参加受付期間・参加申込方法

〒181-0014 東京都三鷹市野崎2-19-4 ㈱ファクト内 NDC-TOKYO事務局 若松正太郎

TEL 0422-31-0640 (10:00~17:00) FAX 0422-31-0647 E-mail: fortner@blue.ocn.ne.jp

平成16年9月11日(土)~9月26日(日)必着

所定の参加申込書に必要事項を記入し捺印の上参加料を添え、上記参加申込先に指定期限内に現金書留にて郵送する事

第15条 参加料 1.エントリー 15,000円

参加受付期間中の参加取消は事務手数料2,000円を差引いて返却される。参加受理以後の参加料の返還は一切行わない。

第16条 賞 典

1) クラス1位から6位の者を表彰する。(1位~3位 JAFメダル・主催者賞 4位~6位 主催者賞)

但し各クラス参加台数の30%までとする。

2) 特別賞として参加日産車に日産車賞を授与する。

第17条 競技のタイムスケジュール (天候等の理由でウォーミングアップ走行を中止する場合がある。)

ゲートオープン	6:00	受付	6:20~7:20	公式車両検査	6:30~7:40
ウォーミングアップ走行	6:40~7:50	ドライバーズブリーフィング	8:00~8:15	慣熟歩行	8:15~8:50
第1ヒート	9:00~	第1ヒート終了後コース散水・その後コースオープン			
第2ヒート	コースクローズから10分後	表彰式	暫定結果発表	30分後	

第18条 スタート

- 1) スタート方法はスタンディングスタートとする。
- 2) スタートは原則としてゼッケン順に行う。
- 3) スタート合図はクラブ旗を使用し、合図後5秒以内にスタートすること。

第19条 計時

- 1) 計測は競技車両が最初のコントロールラインを横切った時に開始し最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 2) 計時は OFFICIAL TIMER/JIM QUARTZ で行う。補足としてストップウォッチを使用する。計時故障した場合のみ手動計時を有効とする。(1/100秒まで計測する)なお、その場合は2個以上を使用しその平均タイムをとる。

第20条 信号合図

クラブ旗：スタート合図	赤旗：直ちに停車せよ	黒旗：ミスコース	黄旗：マーカータッチ
緑旗：コースクリアー	チェッカー旗：ゴールイン		

第21条 成績の決定

- 1) 走行は2回行い、ベストタイムの最も早いタイムを記録した者を上位とする。
- 2) ベストタイムが同じ場合は次の通り順位を決定する。
 - 1: セカンドタイムの早い者
 - 2: 排気量の小さい順
 - 3: 競技会審査委員会の決定による。

第22条 車両変更

参加受理後の車両変更は同一クラスにおいてのみ認められる場合がある。但し、車両申告書に必要事項を記入し当日の受付終了時まで提出し、競技会審査委員会により認められた場合に限る。

第23条 罰則規定

- 1) スタート合図後10秒経過してもスタートしない場合は、その回のスタートを無効とする。
- 2) コース内マーカーを設定した場合、接触してマーカーが転倒又は移動した場合は1本につき5秒を加算する。
- 3) フィニッシュ後、減速区間が設けられている場合、減速を行わなかった者は5秒を加算する。
- 4) ミスコースと判断された場合及び走行中に他者(オフィシャルを含む)の援助を受けた者は当該ヒートを無効とする。
ミスコースした場合それに気付き直ちに後退、正規のコースに戻った場合を除く。
- 5) コース委員の信号合図を無視した場合、その回の走行は無効となる。

第24条 失格規定 次の行為をした場合、参加者及び競技運転者はその競技会を失格とする。

- 1) 競技役員の重要な指示に従わなかった場合
- 2) 不正行為をした場合
- 3) コースアウト等で本人以外の人及び物に損害を与えた場合
- 4) 車両検査後、車両保管までの間に技術委員の承認を得ずに競技車両を変更・改造した場合
- 5) 競技長の承認を得ずに車両検査後、競技車両を会場外へ出した場合
- 6) 1回目のトライアル中、走行が危険であると判断された車両。尚、これに関する抗議は一切受けけない。
- 7) 2004年度JAF国内競技車両規則に違反した場合

第25条 車両検査

- 1) 車両検査は指定された時間に受けなくてはならない。
- 2) 技術委員長は不適当と判断した箇所について修正を命じることができる。修正を命じられた車両は修正後に再車検を受けなければならない。
- 3) 車両検査後はタイヤの交換・プラグの交換等の軽微な作業を除き、変更・交換作業は技術委員長の承認を得る事。

- 4) 技術委員長は車両検査時間外であっても必要に応じて車両検査を実施することができる。
- 5) 競技終了後に入賞車両の再車検を行う。この場合、分解・組付け・工具・部品等の経費は参加者の負担とする。
- 6) 再車検を拒否した者は失格とする。

第26条 抗議

- 1) 参加者及び競技運転者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議することができる。但し、本特別規則書に規定された参加拒否及び審判員の判定に対する抗議は受け付けられない。
- 2) 抗議を行う場合は必ず文書により理由を明記し、抗議料として1件につき20,300円を添えて競技長に提出する事。
- 3) 競技会審査委員会の裁定結果は、当事者に口頭で伝えられる。
- 4) 抗議料は抗議が成立した場合にのみ返還される。
- 5) 車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合には抗議対象者が支払わなければならない。分解検査等に要した費用は技術委員長が算定する。
- 6) コース委員の判定及び計時装置に関する抗議は受け付けない。

第27条 抗議の制限時間

- 1) 技術委員の決定に対する抗議は決定直後に提出すること。
- 2) 競技中の過失又は反則に対する抗議は競技の終了後30分以内とする。
- 3) 競技成績に関する抗議は暫定結果発表後30分以内とする。
- 4) その他の抗議の時間制限はJAF国内競技規則に準拠する。

第28条 損害の補償

- 1) 参加者及び競技運転者は参加車両及びその付属品が破損・紛失盗難等の場合、理由の如何に問わず責任は各自が負わなければならない。
- 2) 参加者、競技運転者、ヘルパー(サービス員を含む)、ゲストはJAF及びオーガナイザー、競技役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承していなければならない。全ての競技役員は本大会の運営、競技会の役務に最善をつくすことはもちろんであるが、その役務遂行によっておきたものであっても、参加者、競技運転者、ヘルパー(サービス員を含む)、ゲスト、観衆(観客)大会関係者の死亡、負傷、車両損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第29条 参加者及び競技運転者の遵守事項

次の事項を守らない参加者及び競技運転者はその成績を無効又は競技会審査委員会の決定により失格とする。

- 1) 全ての参加者は本大会の公認、開催にかかわる本特別規則書に記載されている事項を理解し誓約すること。
- 2) 全ての参加者は、スポーツマンシップにのっとったマナーを保たなくてはならない。
- 3) 競技運転者は競技中及び競技に関する業務に従事している間は、薬品等での精神状態をつくろう事や飲酒をしてはならない。
- 4) オーガナイザー、競技役員及び競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 5) パドック内での走行は徐行しなくてはならない。
- 6) 競技運転者はヘルメット、安全ベルトを装着し走行する事。又、レーシングスーツに準ずる長袖長ズボン、レーシンググローブを着用して走行すること。
- 7) 競技用ヘルメットはJAF国内競技車両規則付則の(競技用ヘルメットに関する指導要項)を参照すること。
- 8) ウォーミングアップ走行を含みコースを走行する車両の運転席側の窓は全閉にすること。
- 9) パドック内は他の参加者に迷惑のかからぬように活動しパドック内での作業は事故防止に注意すること。エンジンの始動中はジャッキアップを禁止する。リジッドラック(通称ウマ)などで固定してのエンジン始動は認められるがラックの足場の安全を確保する事。

第30条 本規則の解釈及び違反

- 1) 本特別規則及び競技に関する諸規則(公式通知を含む)の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。
- 2) 本特別規則の違反に対する罰則は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

第31条 本規則の施行及び記載されていない事項

- 1) 本特別規則書に記載されていない事項については、JAF国内競技規則及び国際モータースポーツ競技規則に準拠する。
- 2) 本特別規則書発行後に生じた重要事項に関しては、公式通知を発行し補足するものとする。

日本ダットサンクラブ東京 (NDC-tokyo) 大会組織委員会